

平成 27 年 10 月 26 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

勤務中の労働組合に与する行為等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

勤務時間中の労働組合に与する行為

2 質問の要旨

鎌議第 1149 号の答弁をふまえ、質問する。

1. 市の財産を公務外で使用することは、市長として不適切と認めるか。
2. このような私的な活動に市の財産、ひいては市民の財産を不正に使ったことについては、一切指導や教育はしなかったのか。再発防止策は如何か。
3. 不適切な行為に至った本署名活動について、市としてその責任者は主導した鎌倉市職員労働組合及び鎌倉市職員労働組合現業評議会であると考えてるか。
4. この不適切な行為について市として主導団体の責を負う者らに抗議、注意したか。
5. 勤務時間中に署名活動に加わり、署名をした 17 名は反省しているか。各人に確認せよ。
6. 5 について処分すべきではないか。一分一秒であっても勤務中は血税により、給与が発生していることを認識させる為に対応せよ。
7. ゴム印の不正使用について、主導二団体の見解は如何か。市として把握する書類等から見解を示せ。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

(平成 27 年 10 月 27 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を実施する為。)